

鎌倉総第2225号

令和4年(2022年)11月11日

鎌倉市議会議長 様

鎌倉市長 松尾 崇



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

事務担当

総務課総務担当 (内線2242、2243)



議会受付番号	文書質問第9号
質問者	長嶋竜弘 議員
答弁する者	市長（健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種担当）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第9号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

現在、鎌倉市では新型コロナワクチンは、武漢株及びオミクロン BA1 対応の2価ワクチンの接種を行っているが、いつから BA4、BA5 対応2価ワクチンに切り替えるのか？

B1 株対応の2価ワクチンと、BA4、BA5 対応2価ワクチンは別のワクチンであるが、予算を流用して接種しようとしている。切り替える事について9月議会では説明が無かった。そしていまだに説明が無い。切り替える事について説明が無いまま、予算を流用する事はおかしいと考える。全議員に対して説明をするべきであるがいかがか。

9月議会での議案質疑時に回答して頂いていないが、9月議会時点では BA1 株対応の2価ワクチンは12歳から55歳までの治験は行っていないと聞いているが事実か。また、BA4、BA5 対応2価ワクチンはマウスでの治験しかやっていないと聞いているが事実か。

2 質問の理由

オミクロン株対応2価ワクチンについては問題があるが、現在接種を実行中であり、健康被害が懸念されるので。

3 答弁

BA. 4-5 対応型のワクチンの切り替え時期については、鎌倉市内の集団接種会場においては令和4年10月29日から、また市内医療機関においては令和4年11月1日からとしています。

本市では、国が新型コロナウイルスに係る予防接種として取り扱う範囲を、本市が実施する新型コロナウイルスワクチン接種に係る予算の用途として整理しており、令和4年度9月補正予算についても、オミクロン株の変異株を含め、国が新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種として取り扱うものに対して認められた予算であると認識しています。

オミクロン株対応ワクチンの接種については、当初は BA. 1 対応型ワクチンの接種を行うことで事務を進めていましたが、令和4年10月7日付で厚生労働省健康局予防接種担当参事官室から発出された各市町村宛の事務連絡において、BA. 4-5 対応型のワクチンを予防接種法上

の特例臨時接種に位置付けることが通知されました。その後、省令改正が行われ、10月13日からBA.4-5対応型ワクチンの接種が可能となったため、本市においても順次切り替えを行ったものです。

新型コロナウイルスワクチンの臨床試験の内容については、ワクチンの薬事承認は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）が有効性や安全性を審査したうえで、薬事・食品衛生審議会の答申を経て、厚生労働大臣により行われているものであり、本市において臨床試験の詳細を把握することはできません。そのため、「9月議会時点ではBA1株対応の2価ワクチンは12歳から55歳までの治験は行っていないと聞いているが事実か。また、BA4、BA5対応2価ワクチンはマウスでの治験しかやっていないと聞いているが事実か。」について、市としてお答えすることはできません。